

広島海区漁業調整委員会委員候補者評価要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島海区漁業調整委員会委員選任規程（令和2年8月26日制定。以下「選任規程」という。）第10条第2項に規定する評価基準及び評価の方法等について、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 漁業者委員については、漁業者の意見を幅広く委員会の運営に反映させること及び地域の漁業調整を担うことに鑑み、特に推薦人の数、地域の漁業者を代表する推薦団体等の組織規模、候補者の漁業経験及び漁業調整の能力等を考慮するとともに、漁業の根拠地、漁業の種類及び操業海域等に偏りが生じないように配慮するものとする。

2 学識・中立委員については、法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（以下「法定委員」という。）のほか、利害が相反する採捕規制及び操業調整等の問題について、漁業分野以外の者の意見を含めて斟酌し公平・公正な判断ができる者を選出するものとする。

3 委員の区分に関わらず、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(評価基準)

第3条 漁業者委員候補者については別表第1を、学識・中立委員候補者については別表第2を基準として評価するものとする。

(評価の方法等)

第4条 評価の方法は、前条に定める評価基準に基づき候補者の採点を行い、漁業者委員及び学識・中立委員の区分ごとに点数の高い者から順位付けを行うものとする。

2 前項による評価を行った結果、学識・中立委員の候補者の第6順位までに法定委員の候補者がおらず、かつ第7順位以下に該当する者がある場合は、該当する者の中から順位の高い者を第5順位又は第6順位に位置付けるものとする。

(評価委員会の意見に基づく評価)

第5条 前2条に基づいて行った評価ののち、選任規程第10条第2項に定める評価委員会の意見を聞いて、候補者の順位を決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

漁業者委員候補者の評価基準

評価項目	評価の視点	採点基準	配点	
漁業に関する識見	漁業経営又は漁業従事年数	・30年以上	10点	
		・20年以上30年未満	8点	
		・10年以上20年未満	5点	
		・5年以上10年未満	2点	
		・5年未満	0点	
	漁業者団体における指導的な地位（複数該当の場合は最も配点の高い職で評価）	・県域以上の連合会又は水産関係団体の代表職 ・県内の水産振興団体の代表者	10点	
		・県域以上の連合会又は水産関係団体の役員（代表職を除く。） ・県内の水産振興団体の役員（代表者を除く。）	8点	
		・漁業協同組合の代表理事組合長	5点	
		・漁業協同組合の役員（代表理事組合長を除く。）	2点	
		・上記以外	0点	
委員としての信頼性	委員会の職務の理解度（推薦・応募理由が適切か、説得力があるか）	・正しく理解している	10点	
		・概ね理解している	5点	
		・理解していない	0点	
	団体推薦	設立目的 活動内容	・漁業調整、水産増殖、水産物流通等水産に関する振興活動又は実務	10点
			・上記以外	5点
		構成員の内容	・漁業者又は漁業者が組織する団体 ・水産業に関する事業者及び実務者	10点
			・上記以外	5点
		団体の規模	・構成員が団体のみの場合は構成員数が20以上 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が200以上	10点
			・構成員が団体のみの場合は構成員数が10以上20未満 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が100以上200未満	8点
	・構成員が団体のみの場合は構成員数が3以上10未満 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が20以上100未満		5点	
	・構成員が団体のみの場合は構成員数が3未満 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が20未満		2点	
	個人推薦	推薦者の職業等（推薦者の過半数）	・委員経験者、漁業者、水産業に関する事業者及び実務者	10点
			・上記以外	5点
推薦者の数		・10人以上	10点	
		・4人以上10人未満	5点	
		・3人	2点	
その他	年齢（委員就任時）	・50歳未満	10点	
		・50歳以上75歳未満	5点	
		・75歳以上	0点	
	性別	・女性	10点	
		・男性	0点	
	委員会の活性化	・委員就任時における委員経験20年以上	-10点	

別表第2（第3条関係）

学識・中立委員候補者の評価基準

評価項目	評価の視点	採点基準	配点	
識見	専門分野（職歴）	・水産に関する資源学，増殖学，生態学，経営学の研究者 ・漁業経営の診断及び指導に関する実務者 ・法律の実務者又は研究者 (いずれも現職又は過去の職歴20年以上)	10点	
		・地方自治体の首長又は議員（現職の県議会議員を除く。）の経験者 ・水産業に関する事業者又は実務者（現職又は過去の職歴20年以上） ・行政又は司法警察員の経験者（過去の職歴20年以上）	8点	
		・水産業以外の事業者又は実務者（現職又は過去の職歴20年以上）	5点	
		・上記以外	2点	
委員としての信頼性	委員会の職務の理解度	・委員就任時における委員経験又は水産関係行政事務経験4年以上	10点	
		・委員就任時における委員経験又は水産関係行政事務経験4年未満	5点	
		・委員経験又は水産関係行政事務経験なし	0点	
	団体推薦	設立目的・活動項目に含まれる内容	・水産増殖，資源管理，水産物流等水産に関する学術活動 ・法律，地域振興，事業経営，行政に関する実務又は学術活動	10点
			・漁業調整，水産増殖等，水産物流等水産に関する振興活動又は実務	5点
			・上記以外	2点
		団体に含まれる構成員	・資源管理，水産増殖，水産物流等水産に関する研究者 ・法律，地域振興，事業経営，行政に関する実務又は研究の経験者	10点
			・漁業者又は漁業者が組織する団体 ・水産業に関する事業者及び実務者	5点
			・上記以外	2点
			団体の規模	・構成員が団体のみの場合は構成員数が20以上 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が200以上
		・構成員が団体のみの場合は構成員数が10以上20未満 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が100以上200未満		8点
		・構成員が団体のみの場合は構成員数が3以上10未満 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が20以上100未満		5点
		・構成員が団体のみの場合は構成員数が3未満 ・構成員が個人を含む場合は構成員数が20未満		2点
個人推薦	推薦者の職業等（推薦者の過半数）	・漁業者，水産業に関する事業経営及び実務又は研究の経験者 ・委員経験者，行政又は司法警察員の経験者	10点	
		・上記以外	5点	
	推薦者の数	・10人以上	10点	
		・4人以上10人未満 ・3人	5点 2点	
その他	年齢（委員就任時）	・50歳未満	10点	
		・50歳以上75歳未満	5点	
		・75歳以上	0点	
	性別	・女性	10点	
		・男性	0点	
	委員会の活性化	・委員就任時における委員経験12年以上	-10点	

